



SMTB年金ニュース

(平成27年3月23日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】 厚生年金基金からDBへ残余財産を交付する場合の 取扱いに関する確認事項

厚生年金基金から確定給付企業年金（DB）へ残余財産を交付する場合の取扱いに関する確認事項について、信託協会を通じて厚生労働省へ確認を行ってありましたところ回答を得ましたので、主な内容について別添資料のとおりご案内申し上げます。

ただし、今後の確認等で回答が変わる可能性がありますので、ご注意ください。

<別添資料>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20150323shiryoul.pdf

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3824